

この社協だよりは赤い羽根共同募金の配分により発行されています。

社協のマークは、「社」の文字を図案化したものです。「手を取り合って明るい社会を作る姿」表しています。

ほほえみ



平成26年度 No.2

発行／平成26年9月30日

苫前町社会福祉協議会



〒078-3792

苫前町字旭37番地の1
(苫前町役場内 1階)

TEL0164-64-2387/FAX0164-64-9090

mail: tomamae-shakyo@feel.ocn.ne.jp



「平成26年度苫前町敬老会 ～豊かな長寿社会をみんなの力で～」

今年は710名の対象者から218名の参加申込みをいただきました。
お祝いの演芸は、苫前婦人会、夢の会、苫前保育園、古丹別保育所児童の御協力をいただきました、他参加者のど自慢、抽選会と楽しい時間を過ごすことができました。
また、来年も参加者のみなさまに喜んでいただけるようスタッフ一同頑張っていきたいと思えます。
なお、敬老会に開催にあたり御協力下さったボランティアの方々には感謝いたします。

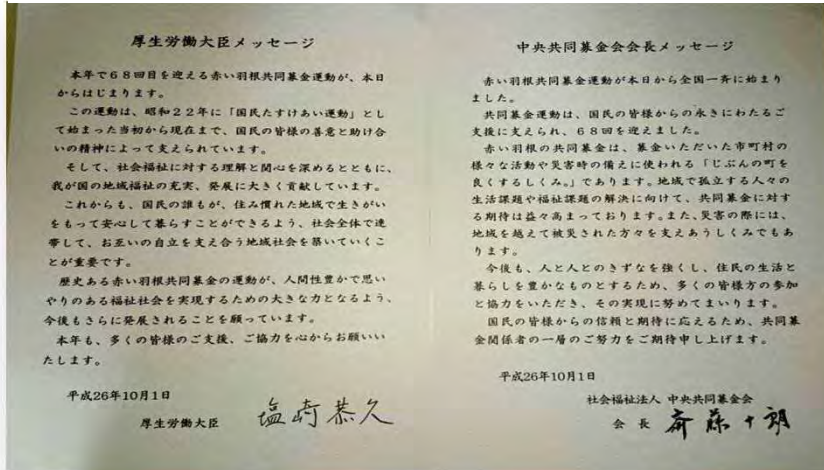




じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

厚生労働大臣、中央共同募金会長、社会福祉協議会北海道共同募金会長よりメッセージ（苫前役場、苫前町公民館に社協掲示板に掲示してあります。



共同募金への寄附には、税制上の優遇措置があります

■共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように「寄附に対する優遇措置の対象団体」になって

法人の寄附

【全額損金算入】

株式会社などの法人が共同募金会に寄附すると、その全額を損金の額に算入することができます。これは、共同募金会にチャイする寄付金が、財務省からの「指定寄付金」として認められているためです。

個人の寄附

【所得税】

寄附される金額が2千円を超える場合は所得税の『所得控除』または『税額控除』いずれかの対象となります。

◆所得控除額

寄附金額(年間所得の40%を限度とする額) - 2千円

◆税額控除額

(税額控除対象寄附金額 - 2千円) × 40%

【個人住民税】

寄附される金額が2千円を超える場合は住民税の『税額控除』の対象となります。

◆税額控除額

{寄附金額(年間所得の30%を限度とする額) - 2千円} × 40%



残りわずか！寄附金付募金バッチ！なくなり次第終了しま



生活福祉資金貸付のご案内

「教育支援資金」のご紹介

「生活福祉金制度」とは、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を目指すことを目的としています。この貸付制度は厚生労働省の要綱にもとづき運営しています。

貸付金の種類は、全部で4種類あります。

貸付に関する利用から流れまでは、別刷りの「生活福祉資金貸付制度とは」をご参照下さい。

なお、北海道社会福祉協議会ホームページからもパンフレットをダウンロードできます。

URL http://www.dosyakyo.or.jp/seifuku_shikin/index.html

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

※高等学校

(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含みます。)

●ご利用頂ける世帯 【低所得世帯】

●資金の種類と内容

資金の種類	遣途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費	高等学校（専修学校高等課程含む） 月額35,000円以内	卒業後 6月以内	15年以内 (貸付額により期間の制限あり)	無利子
		高等専門学校 月額60,000円以内			
就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に入学に際し必要な経費	短期大学（専修学校高等課程含む） 月額60,000円以内			
		大学 月額60,000円以内			
		50万円以内			

●このようなときにご利用いただけます

教育支援費

授業料、学校納入書経費、参考書
学用品、交通費

就学支度費

- ・入学金等で入学時の学校に納入する経費
- ・制服、靴、体育着等で学校の指定により入学時に購入するもの
- ・教科書、参考書等で入学時に一括で

●他の貸付制度はどのようなものがありますか？

国の教育ローン（申込先 日本政策金融公庫）や日本学生支援機構奨学金（申込先 各学校）があります。また、母子世帯の場合は、母子各府福祉資金のご利用についてお住まいの市町村役場にご相談下さい。

●教育支援費と就学支度費を同時に借入申込みすることはできますか？

教育支援費と就学支度費を同時に申し込むことができます。この場合は、合計額で申請することになります。

●貸付が決定した場合、貸付金はどのように送金されますか？

就学支度費は一括、教育支援費は上半期分、下半期分（各6月分）を年2回、ご指定の口座に振り込みます。

●卒業後、進学した場合でも返済は始まりますか？

本資金による就学者であった方が、上級学校へ進学等により返済が困難な場合は、「償還猶予」の制度があります。ご希望の場合は、上級学校へ進学前に必ず申込時の市区町村社会福祉協議会へ申請して下さい。

「お元気声かけ運動」 事業のご紹介

社会福祉協議会では、「見守り、安否確認等」を目的に声かけ運動実施しております。

希望する方は遠慮なく、社会福祉協議会まで連絡願います。

声かけ時には、声かけ訪問員が、催事の案内、塗り絵（色鉛筆もプレゼント）、お料理レシピなども配布しております。

対象者：おおむね70歳以上の高齢者や高齢者のみの世帯、日中ひとりになる高齢者などで声かけを希望する方。

受付は、年中行っています！



「配食弁当」 事業のご紹介

夕食の支度がちょっと「おっくうになったな・・・等」という方、配食サービスを利用してみませんか？

毎週木曜日の夕食時、安否確認も兼ねて配食弁当サービスを実施しています。

対象者：おおむね70歳以上の高齢者、高齢者夫婦世帯等

料 金：1食 500円

はじめてみたい方は、社会福祉協議会まで申込み下さい。

配食弁当は、大衆食堂様、庄村うどん様、まさ亭様、山海幸様と毎週替わります。



社協へありがとう

寄付者一覧

(H26.9.1～H26.9.30)

九 重 松原幸司様



～おしらせ～

「古丹別連合町内会」で避難訓練を実施します。

平成26年10月18日(土) 12:00～

詳しい内容は、後日回覧板で周知いたします。

今一度、各ご家庭の防災マップは、備えてありますか？ この機会ご確認を！

社会福祉協議会（通称：「社協」(しゃきょう)）は、苫前町役場の1階にあります。地域福祉事業、介護保険事業（居宅介護（ケアプラン事業）、訪問介護事業（ヘルパー事業）などを行っています。困りごと、介護申請の相談などはお気軽に問いあわせ願います。社協だよりは、回覧発行しています、個人的に購読希望の方は、事務局まで連絡願います。（平日 電話64-2387）（祝祭日・休日 080-6083-4182）